

○池田委員長 それでは、日程１、陳情審査に入ります。６月２３日の議会運営委員会にて、文教福祉委員会に新たに１件の陳情が送付されました。送付８－１２、区立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について、審査したいと思います。

陳情書の朗読は省略をいたします。本陳情について、執行機関から情報提供がありましたらお願いをいたします。

○上原指導課長 それでは、区立中学校における平和教育と校外学習に関する陳情について、情報提供、ご説明申し上げます。

この陳情ですが、大きく二つの点についてご意見いただいているものというふうに認識しております。

まず一つが、平和教育が特定の立場に偏ることなく行われているかという点、そして、もう一つが、校外学習において生徒の安全が十分に確保されているかという点かというふうに存じます。

まず平和教育についてでございますが、区立中学校のほうでは、国の検定済教科書を使用しまして、学習指導要領に基づいて授業のほうを行っております。日本や世界の歴史、あと国際情勢、あと安全保障などについて、生徒の発達の段階に応じて必要な知識や理解を深めるよう、指導のほうを進めているところです。

平和教育に関わる学習でも、戦争や平和に関する歴史的事実、国際社会の動き、地域や人々の経験などを、資料に基づいて学ぶことを基本としています。特定の考え方だけを一方的に取り上げたり、特定の立場を生徒に押しつけたりするようなものではございません。生徒が複数の資料や情報を比べ、自分で考え、深めることを大切にしています。こういった学習としまして、物事を多面的、多角的に捉え、根拠に基づいて判断する力を育成しているところでございます。

続いて、修学旅行をはじめとする校外学習についてでございます。各学校では、まず実施前に保護者説明会のほうを開催しているところです。その説明会ですが、実施の目的、訪問先、主な活動内容、行程、あと緊急時の連絡体制など、資料を用いて説明しているところです。

また、教員ですが、事前に現地を確認し、訪問先での学習内容、移動経路、安全体制、荒天時や、また体調不良の生徒が出た場合の対応などをその場で確認しているところです。その上で、学校が実施計画を作成しています。

教育委員会のほうでは、学校から提出された挙行届を基に、学習の目的や内容、行程、安全管理体制、引率体制などを確認し、必要に応じて学校に指導・助言を行った上で、実施を承認しているところです。したがって、陳情にございます過去３年間の記録確認については、校外学習を実施するための所定の手続の中で必要な確認を行っているものと認識しているところです。今後も各学校に対して教育活動の狙いを明確にして、生徒の安全確保を最優先にすることを徹底してまいります。

教育委員会としましては、平和教育をはじめとする各教科等の学習が、学習指導要領の趣旨に沿って適切に行われるよう、引き続き各学校を指導してまいります。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。ある程度、陳情項目の中の件については、今

の課長の説明があったとおりかと思いますが、委員の皆さんから執行機関に確認したい事項がございましたらお願いいたします。

○白川委員 私も、2023年に沖縄の平和使節団、参加させていただきました。その際にガイドの方がいらっしゃいましたけれども、みんな元教員の方で、引退なさったというお立場だったと記憶しております。ご説明は事実関係が中心だったものの、そこに自分の価値観というのを付加することがよくありました。で、その、その考え方というのが、私にはあまりに偏っていると。ある特定政党の考え方を隠さずに説明するという場面が本当によくありました。

ですから、私は、平和教育について区がしっかり、監視と言うとよくないですが、バランスが取れたものになっているという配慮というのは、やっていることは信用しています。ですが、例えば、修学旅行で沖縄に行くと。その場合に、生徒を地元のガイドさんに任せるといったときは、何が教えられているかというのは、やっぱり手が届かないところになっているので、ここは何とかバランスの取れたものにする努力はすべきではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○池田委員長 ちょっと休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時42分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

答弁をお願いいたします。指導課長。

○上原指導課長 ご質問ありがとうございます。平和使節団に関しましては、事前学習のところで、私ども指導課のほうも少し入らせていただきまして、指導要領に基づいてしっかり平和教育というところで、指導主事が実際に進めていくところです。また、平和使節団、部署が違いますけれども、以前ご指摘いただいたところから改善がされているというところのお話は伺っているところです。

また、本区の修学旅行等でも、現地のガイドというよりも、そういったものについては、こちらであらかじめ確認をさせていただいているところですので、ご指摘いただいている部分のご心配というところには及ばないかというふうに存じます。

○池田委員長 はい。よろしいですか。はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 まず、ちょっと陳情ですけれども、ちょっと教育基本法の16条、何が書いてあるかって、読んでいただけますかね。

○池田委員長 陳情書には添付はされていないんだけれども……

○牛尾委員 関連することなんで。

○池田委員長 教育基本法14条……

○牛尾委員 16条。

○池田委員長 16条。

○牛尾委員 16条。

○池田委員長 16条。

ちょっと休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

答弁をお願いします。指導課長。

○上原指導課長 教育基本法16条です。「第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 このとおり、時の政治とかに関係なく、やっぱり公正、適正に行わなければならないというふうになっております。今回ね、国の、文科省のほうで、教育基本法違反だということが言われましたけれども、ちょっとね、私としては、このやり方というのは、ちょっと踏み込んでいるんじゃないかというふうに思うんですね。

以前2015年に、森友学園が運営する幼稚園で、安倍首相、頑張れ、頑張れと言ったことが大きな問題になって、これ、国会でも問題になって、教育基本法違反じゃないかと言いましたけれども。そのときも、文科省は、この問題を教育基本法違反ということで、やってはいないんです。だから、行政のほうで教育に踏み込むというのは、本当に抑制的でなければならないと思うんですね。

で、今回の陳情でも、それに基づいて適正によくやられていますよということをおっしゃっていましたが、できるだけ、やっぱり教育への行政の介入というのはなく、やっぱり学校が自主的にいろんな教育を行っていく、自主性を大事にしていきたいと思うんですけれども、その辺については、区の教育委員会の姿勢というのはどうですかね。

○上原指導課長 学校の自主性というのは大変大事なかなというふうに思います。その中で、しっかり、国の検定教科書を使って、学習指導要領に基づいた学習を行っていくというのは非常に大事かと思っていますので、その筋は変わらないところです。

○牛尾委員 分かりました。ぜひね、そういった姿勢でお願いしたいと思います。

ただ、一方で、やはり修学旅行中の生徒の安全、これは本当にきっちり、学校としてもしっかり、各学校というか、区としてもしっかり、修学旅行中の生徒の安全というのは取り組んでいく必要があると思います。今回の沖縄の問題でも、やはり学校側の安全配慮の欠如というのは非常に問題があったかなと思いますし、やっぱり、この事故を契機に、区の研修、修学旅行についても、しっかりと安全対策は、区として学校任せにせずに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○上原指導課長 安全対策につきましても、さっきの届出に基づいて確認させていただいていますし、もし、そこでちょっと、少し不安があるところではヒアリングさせていただいております。実際、修学旅行ではないんですが、昨年度、九段中等が至大荘行事で行ったときも、津波の注意報が出たということで、一斉に、もう高台に避難するというような、いわゆる活動よりも生徒の安全を最優先した活動というのは、日頃から行われているところです。それは、学校のほうも一番優先すべきところとして捉えているところですし、私も、その辺りしっかり確認はしているところでございます。

○牛尾委員 はい、分かりました。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○えごし副委員長 じゃあ、私も少し確認で、まず、この陳情の2番にある説明責任という部分で、しっかり説明会とかを行っていただいているという話だったですけれども。その説明会の中で、例えば保護者からの質問とかがあったら、そういう質疑応答とかも応じているのか、その点をお願いいたします。

○上原指導課長 質問にも対応するようにしています。また、欠席者の方からも、別に、例えば学校に質問を寄せていただきましたら、それに正対するように対応させていただいているところです。

○えごし副委員長 しっかり対応していただいているということで。

で、陳情の3番の過去の記録を確認することというのもありましたけれども、それも、これまでの指導要領とか、しっかりそういうのに沿ってやっているという話は、先ほどもありました。その上で、例えばこれまで、そういう保護者のほうから、過去のそういう修学旅行とか平和学習の中で、ちょっとこれはおかしいんじゃないかとか、そういう意見とかがあったかどうか、そこを教えてください。

○上原指導課長 私の記憶する限りでは、そのようなご意見を頂いたところはないんですけれども、それは学校がしっかり説明しているというところに基づいているのかなというふうに思っております。

○えごし副委員長 はい。大丈夫です。承知しました。

○池田委員長 はい。

ほかはいかがですか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 確認を取っていただきましたが、本陳情の取扱いについてですけれども、いかがいたしましょうか。

牛尾委員。

○牛尾委員 今のやり取りの中で、基本的には安全対策もしっかりやっていくと言われましたし、ほかの項目についても、区としては見ているということで、この議論をもってお返しするというのはいかがですか。

○池田委員長 ほかはいかがですか。今、牛尾委員からも出ましたとおり、陳情者の陳情項目の中、四つありますけれども、今の課長の説明も含めて、①②③については確認が取れました。で、④につきましては③の事例が確認された場合ということだったので、④の取扱いというところは特にないのかなと思っております。

というところで、今、牛尾委員もありましたが、この課長の説明及び皆さんからの確認が取れたということで、これをもちまして陳情者にお返ししたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。それでは、これをもちまして、陳情者にお返しをし、審査を終了したいと思います。

以上で、日程の1、陳情審査を終わります。